

矢吹町空き店舗対策事業補助金

空き店舗の解消を目指すとともに賑わいの創出を図るため、空き店舗を利用して営業を開始する団体及び個人に対し、家賃や土地の賃借料の一部を助成します。

補助対象経費	補助率	上限	期間
空き店舗の家賃及び土地使用料	3/5	創業者 月額 100,000円 以内	最長 3年間
	1/2	創業者以外 月額 50,000円 以内	

※創業者とは、新たに事業を開始しようとする者、又は新たに事業を開始してから間もない者で、町からの創業支援事業計画に基づく、証明書を発行された者。

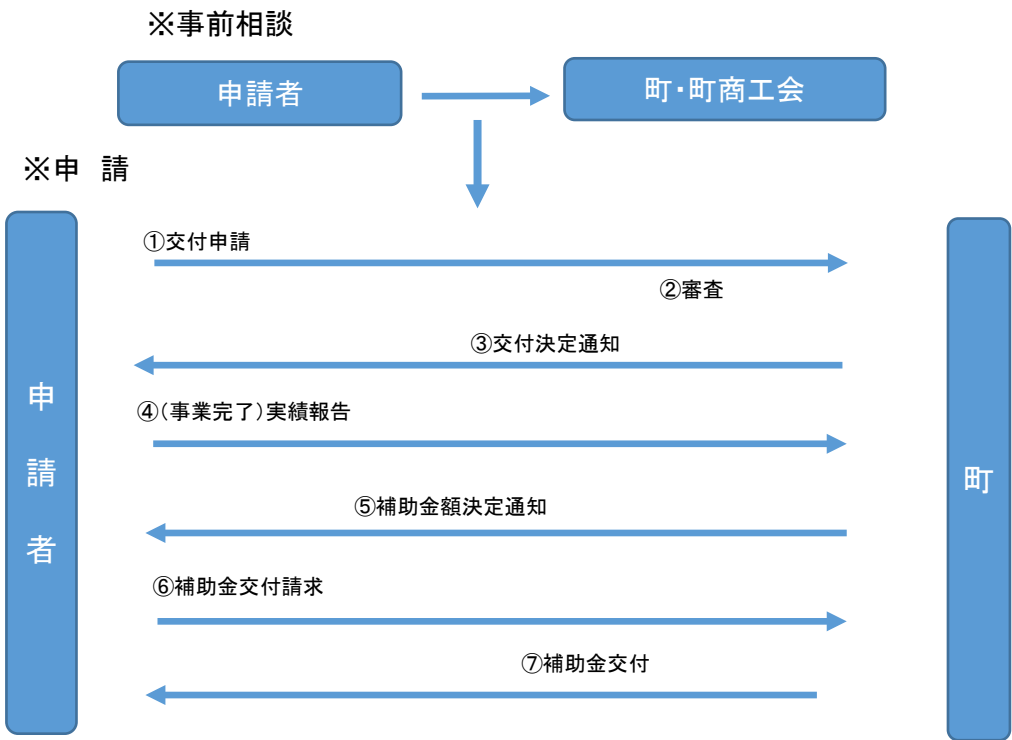
交付要件

- 1. 町商工会に属し、又は属する予定で商工会の推薦を受けた者。
- 2. 空き店舗の所有者と同一世帯員若しくは生計を一にする者でないこと、又は空き店舗の所有者の配偶者若しくは一親等の血族及び姻族でないこと。
- 3. 小売業、飲食サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種を除く。）、生活関連サービス業（洗濯業、理容業、美容業）、学習支援業を主とする業種として空き店舗を活用する者。ただし、チェーン店（フランチャイズチェーン店を含む）による店舗活用の場合を除く。
- 4. 補助金の交付を受けようとする者が、直接事業又は営業に携わること。
- 5. 町税等を滞納していない者。

該当エリア

町内全域

補助金交付までの流れ



上記は補助金の概要となります。詳しくは
矢吹町商工観光課 0248-42-2119へお問い合わせ下さい。